

緊急！陸運業の死亡災害が大幅に増加

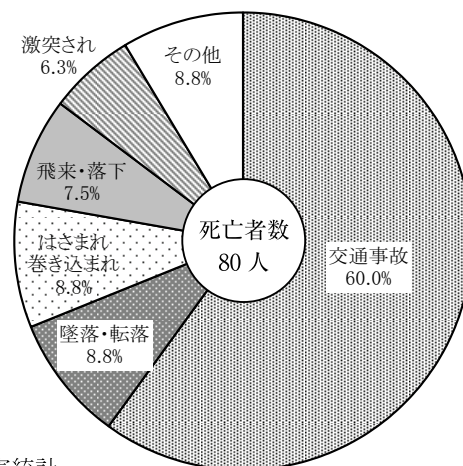
～ 交通労災、荷役災害防止の一層の取組を ～

陸運業では交通労働災害による死亡が大幅に増加しています。

事故の型別割合（1月～7月速報値比較）

区分 事故の型	22年(速報)		21年(速報)		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
交通事故	48	60.0	30	55.6	18	60.0
墜落・転落	7	8.8	10	18.5	-3	-30.0
はさまれ巻き 込まれ	7	8.8	3	5.6	4	133.0
飛来・落下	6	7.5	4	7.4	2	50.0
激突され	5	6.3	3	5.6	2	66.7
その他	7	8.8	4	7.4	3	75.0
合計	80	100.0	54	100.0	26	48.1

事故の型別割合（平成22年1月～7月速報値）



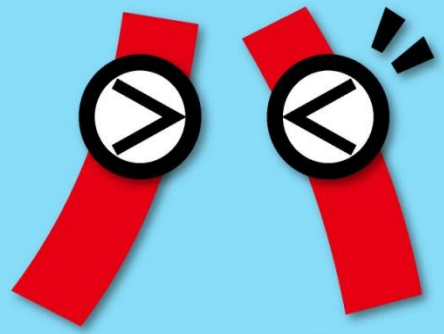
資料出所：厚生労働省労働災害統計

- 陸運業の労働災害は、死亡災害、死傷災害とも平成21年は大幅に減少しました。しかしながら、平成22年は死亡災害が1月から7月の速報値で前年同期に比較し、48.1%の大幅な増加となっております。また、死傷災害も1月から6月の速報値で前年同期に比較し、2.3%の増加となっております。
- 死亡災害では交通労働災害が6割を占め、前年に比較し60%の大幅な増加となっております。その内訳では深夜時間帯（22時～5時）における追突事故による死亡災害が多発しています。

交通労働災害・荷役関係災害防止の取組の強化を！

- ◆ 死亡災害、とりわけ交通労働災害による死亡災害が増加をしていることを踏まえ、労働災害防止に一層取り組む必要があることを企業のトップ自らが会議などの機会に注意喚起すること。
- ◆ 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく取組の一層の推進を図ること。特に深夜時間帯での死亡災害が多いことから、次の取組の徹底を図ること。
 - (1) 運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した、無理のない適正な走行計画を作成すること。また、走行計画どおり走行できなかった場合には、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行うこと。
 - (2) 乗務開始前の点呼等により、睡眠不足が著しく、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め必要な措置を講じること。
- ◆ 「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ」(パンフレット)の活用などにより、一層の安全運転、安全走行に努めること。
- ◆ 「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」(パンフレット)の活用、「リスクアセスメント」「危険予知活動」の実施などにより、荷役作業時の墜落・転落災害等の防止をすすめること。

(注) 上記のパンフレットは、陸災防ホームページ(<http://www.rikusai.or.jp/>)のリーフレットのページから入手することができます。



ツトした

経験生かし

危険予知

プロなら当然

安全運転

第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会安全衛生標語 交通部門入選作品

